

国民健康保険の健康世帯 758世帯を表彰しました

市内の国民健康保険加入世帯のうち、平成18年度の1年間に世帯全員が医療機関等で診療を受けず、平成18年度までの国保税を期限内に完納している758世帯に対して、市では「健康世帯」として表彰し、記念品を贈呈しました。

今回受賞された方はもちろん、受賞されなかった方も、引き続き毎日の健康づくりに取り組んでください。

問合せ

市庁舎本館国保医療課
国保係

TEL0897-52-1447

12月の市税および

20日 国民健康保険税第5期分の督促状の発送

26日 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

家屋の取り壊し・住宅用地 変更の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。平成19年中に家屋を取り壊した方は、担当課へ届出をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ

宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かで税額が異なります。住宅用地を住宅用地以外に変更した方、住宅用地以外の用地を住宅用地に変更した方は、担当課へ届出をしてください。

■届出先

○市庁舎本館資産税課

資産税係

TEL0897-52-1325

○東予総合支所税務課税務第1係、丹原または小松総合支所税務課税務係

12月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

12月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和62年9月3日から同年

12月2日までに生まれた方および平成19年6月2日から同年9月1日までに転入の届出をした方で、平成19年12月1日現在において、平成19年9月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

12月3日(月)～7日(金)

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階

市選挙管理委員会事務局

農業委員会委員 選挙人名簿への登録申請を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で調整してあります。名簿に登録の資格がある方へは、12月中旬に登録申請書を郵送しますので、必ず期限内に申請をしてください。

選挙人名簿に登録されない

と、資格のある方でも今後1年間は農業委員選挙の選挙権と被選挙権がなくなります。

■登録資格者

平成20年1月1日現在、市内に住所があり、昭和63年4月1日以前に生まれた方で、

① 10軒以上の農地につき耕作の業務を営む方。

② ①と同居する親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方。

③ ①の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方。

■申請期限 1月10日(木)

■申請先

市庁舎別館市農業委員会

TEL0897-52-1262

12月4日～10日は人権週間

私たちが豊かな日常生活を営むためには、お互いの立場を尊重し、自己の権利ばかりを主張することのないよう心がけなければなりません。

法務省と全国人権擁護委員連合会では「育てよう 一人の

一人の 人権意識―思いやりの心・かけがえない命を大切に―」を人権週間の重点目標に、次の項目を強調事項として各種行事を実施します。

■強調事項

○女性の人権を守ろう
○子どもの人権を守ろう

○高齢者を大切にすることを育てよう

○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

○部落差別をなくそう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○外国人の人権を尊重しよう

○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○インターネットを悪用した人権侵害はやめよう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○ホームレスに対する偏見をなくそう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○人権相談をご利用ください

人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方方法務局西条支局(TEL0897-56-0188)へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。